

環境教育指導者等派遣事業実施要領新旧対照表

平成 30 年度	令和元年度（案）
<p>1 事業の目的</p> <p>環境に関する専門的知識や経験を有する市民ボランティア等を環境教育指導者又は環境教育補助指導者（以下「環境教育指導者等」という。）として登録し、市内の小中学校をはじめとする環境教育の場へ派遣することにより、積極的に環境教育・環境学習の機会を提供し、市民の環境に対する理解や関心を深めるとともに環境保全活動の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>1 事業の目的</p> <p>環境に関する専門的知識や経験を有する市民ボランティア、<u>市民活動団体、市内企業</u>等を環境教育指導者又は環境教育補助指導者（以下「環境教育指導者等」という。）として登録し、市内の小中学校をはじめとする環境教育の場へ派遣することにより、積極的に環境教育・環境学習の機会を提供し、市民の環境に対する理解や関心を深めるとともに環境保全活動の促進を図ることを目的とする。</p>
<p>2 環境教育指導者等の要件</p> <p>（1）環境教育指導者</p> <p>① 環境カウンセラー、環境学習リーダー、アィクルマイスターで、環境教育・環境学習の推進に対する熱意がある者</p> <p>② 環境教育・環境学習の推進に対する熱意があり、環境保全活動又は環境に関する業務を過去又は現在において実施し、その知識や経験及び学習者に対する指導力等について、① に掲げる者と同等であると環境企画課長が認める者</p>	<p>2 環境教育指導者の要件</p> <p><u>環境教育指導者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ環境企画課長が認める者とする。</u></p> <p>（1）<u>市民ボランティア</u></p> <p>① 環境教育・環境学習の推進に対する熱意がある環境カウンセラー、環境学習リーダー、アィクルマイスターで<u>市内に在住の者</u></p> <p>② 環境教育・環境学習の推進に対する熱意があり、環境保全活動又は環境に関する業務を過去又は現在において実施し、その知識や経験及び学習者に対する指導力等について、<u>上記</u>に掲げる者と同等と認められる<u>市内に在住の者</u></p> <p>（2）<u>市民活動団体</u></p> <p>① <u>横須賀市市民活動サポートセンターに団体登録し、環境に関する一定の活動実績があり、現に環境活動を行っていること</u></p> <p>② <u>横須賀いいね★エコ活動賞、横須賀ECO大賞（旧表彰制度）など、環境活動分野での受賞歴があること</u></p> <p>③ <u>既に市民ボランティアとして登録のある環境教育指導者がその団体に所属していること</u></p> <p>（3）<u>市内企業等</u></p> <p>① <u>市内に事業所・事務所（支店等を含む）を置き、企業等として環境に関する一定の活動実績があり、現に環境活動を行っていること</u></p>

	<p>② <u>横須賀いいね★エコ活動賞、横須賀EC O大賞（旧表彰制度）など、環境活動分野 での受賞歴があること</u></p> <p>③ <u>市が実施する環境に関する取組みにおい て、市との連携、協賛等の活動実績があるこ と</u></p>
<p>(2) 環境教育補助指導者</p> <p>環境に関する専門的知識や経験を有する 市民ボランティア等で、環境教育指導者 が補助者として必要であると推薦する者</p>	<p><u>3</u> 環境教育補助指導者 <u>環境教育・環境学習の推進に対する熱意があ り、環境に関する専門的知識や経験を有 し、環境教育指導者から 補助者として必要であると推薦</u> <u>された</u> <u>市民ボランティア等</u></p>
<p>3 環境教育指導者等の登録及び取消</p> <p>(1) 環境教育指導者等になることを希望する者 は、「環境教育指導者等登録申請書兼登録票 (様式1)」を環境企画課へ提出する。</p> <p>(2) 環境企画課長は、前述2の要件に該当する 場合には「環境教育指導者等登録申請書兼登 録票(様式1)」を受理し、「環境教育指導者 等登録通知書(様式2)」を送付する。</p> <p>(3) 環境企画課長は、環境教育指導者等が以下 に該当する場合には登録を取り消すことがで きる。</p> <p>① 環境教育指導者等として不適格な行為が あった場合</p> <p>② 環境教育指導者等が取り消しを申し出た 場合</p> <p>③ 環境教育指導者等が死亡した場 合</p> <p>④ その他、環境企画課長が環境教育指導者 等として指導内容が不適正と判断した場合</p> <p>(4) 前述(3)により環境教育指導者等の登録 を取り消した場合には、「環境教 育指導者等登録取消通知書(様式3)」を送付 する。</p>	<p><u>4</u> 環境教育指導者等の登録及び取消</p> <p>(1) 環境教育指導者等になることを希望する者 は、「環境教育指導者等登録申請書兼登録票 (様式1)」を環境企画課長へ提出する。</p> <p>(2) 環境企画課長は、前述2の要件に該当する 場合には「環境教育指導者等登録申請書兼登 録票(様式1)」を受理し、「環境教育指導者 等登録通知書(様式2)」を送付する。</p> <p>(3) 環境企画課長は、環境教育指導者等が以下 に該当する場合には登録を取り消すことがで きる。</p> <p>① 環境教育指導者等として不適格な行為が あった場合</p> <p>② 環境教育指導者等が取り消しを申し出た 場合</p> <p>③ 環境教育指導者等が死亡<u>又は解散</u>した場 合</p> <p>④ その他、環境企画課長が環境教育指導者 等として指導内容が不適正と判断した場合</p> <p>(4) 前述(3)により環境教育指導者等の登録 を取り消した場合には、<u>原則として</u>、「環境教 育指導者等登録取消通知書(様式3)」を送付 する。</p>
<p>4 環境教育指導者等の派遣要件等</p> <p>(1) 環境教育指導者等の派遣は、市内の学校や 地域等において実施される環境に関する授業 や学習会等で、営利を目的としないものに限 る。</p> <p>(2) 概ね10人以上の参加者が見込まれる場合に</p>	<p><u>5</u> 環境教育指導者等の派遣要件等</p> <p>(1) 環境教育指導者等の派遣は、市内の学校や 地域等において実施される環境に関する授業 や学習会等で、営利を目的としないものに限 る。</p> <p>(2) 概ね10人以上の参加者が見込まれる場合に</p>

<p>環境教育指導者等を派遣する。</p> <p>(3) 学校・団体等から派遣の要望があったときは、環境教育指導者を指定してきた場合を除き、環境政策部環境企画課が環境教育指導者の中から内容に適した者を派遣する。</p> <p>(4) 環境教育指導者は、必要に応じて環境教育補助指導者を同行させることができる（環境教育補助指導者のみの派遣は行わない）。</p> <p>(5) 環境教育指導者等への謝礼金は、交通費、事務連絡費、資料代等として、1人1回につき3,000円を市が交付する。</p> <p>(6) 環境教育指導者等の派遣は、当該年度の市の予算の範囲内で実施する。</p> <p>(7) 環境教育指導者等のボランティア保険加入の手続きや保険料負担は市が行う。</p> <p>(8) 授業や学習会等において、環境教育指導者等が必要とする消耗品類等については、当該年度の予算の範囲内で市が措置する。</p> <p>(9) 環境教育指導者等を派遣する会場の確保及びそれに係る費用負担は申請者の責任で行う。</p> <p>(10) 派遣についての手続きについては、別紙のとおりとする。</p>	<p>環境教育指導者等を派遣する。</p> <p>(3) 学校・<u>地域</u>等から派遣の要望があったときは、環境教育指導者を指定してきた場合を除き、<u>環境企画課長</u>が環境教育指導者の中から内容に適した者を派遣する。</p> <p>(4) 環境教育指導者は、必要に応じて環境教育補助指導者を同行させることができる（環境教育補助指導者のみの派遣は行わない）。</p> <p>(5) 環境教育指導者等への謝礼金は、交通費、事務連絡費、資料代等として、1人1回<u>の派遣</u>につき3,000円を市が交付する。<u>ただし、環境教育指導者等が市民活動団体の場合は、1団体1回の派遣につき最大3人分まで謝礼金を団体に交付するものとし、市内企業等の場合は、謝礼金を交付しない。</u></p> <p><u>(6) 同一の実施対象等と環境教育指導者が、同一のテーマで複数回の派遣を実施する場合、市は謝礼金を最初の1回分のみ交付するものとする。</u></p> <p>(7) 環境教育指導者等の派遣は、当該年度の市の予算の範囲内で実施する。</p> <p>(8) 環境教育指導者等のボランティア保険加入が<u>必要な場合には、その</u>手続きや保険料負担は市が行う。</p> <p>(9) 授業や学習会等において、環境教育指導者等が必要とする消耗品類等については、当該年度の予算の範囲内で市が措置する<u>ことができる。</u></p> <p>(10) 環境教育指導者等を派遣する会場の確保及びそれに係る費用負担は申請者の責任で行う。</p> <p>(11) 派遣についての手続きについては、別紙のとおりとする。</p>
<p>5 情報提供・情報交換等</p> <p>(1) 環境教育指導者等への情報提供及び情報交換を行うため、少なくとも年1回の「環境教育指導者等情報交換会」を開催する。</p> <p>(2) 本市の広報紙・ホームページ、その他各種機会を通じて、広く当該事業の周知・啓発を行う。</p>	<p><u>6</u> 情報提供・情報交換等</p> <p>(1) 環境教育指導者等への情報提供及び情報交換を行うため、少なくとも年1回の「環境教育指導者等情報交換会」を開催する。</p> <p>(2) 本市の広報紙・ホームページ、その他各種機会を通じて、広く当該事業の周知・啓発を行う。</p>